

平成 27 年 11 月 24 日
(2015 年)

吹田市立中央図書館
館長 西尾さよ子 様

吹田市立図書館協議会
会長 渡邊智山

答 申

平成 26 年 5 月 30 日付、26 吹教地図第 151 号により、吹田市立中央図書館長から諮問されました件について、慎重に審議し、ここに答申を行います。

記

「吹田市立中央図書館の再整備のあり方について」

吹田市立中央図書館の再整備のあり方について

(答 申)

平成27年11月24日
(2015年)

吹田市立図書館協議会

目 次

はじめに	1
1. 答申の基本的な考え方	1
2. 公共図書館の歴史、存在価値、役割など	1
3. 吹田市立中央図書館の現状	4
4. 私たちが求める中央図書館のすがた	1 2
5. 市民意識調査にみる利用者像から浮かぶ図書館の役割	1 6
6. むすび	1 7

添付資料

- * 資料1 諮問書「吹田市立中央図書館の再整備のあり方について」
- * 資料2 中央図書館利用者分布図
- * 資料3 図書館協議会開催状況
- * 資料4 吹田市立図書館協議会委員名簿

《はじめに》

第6期の吹田市立図書館協議会（以下「協議会」という。）は、平成26年度（2014年度）第1回会議において「吹田市立中央図書館の再整備のあり方について」の諮問を受けた。建築後44年を経過する現中央図書館は老朽化による様々な課題を抱えており、「吹田市立図書館基本構想（平成25年吹田市教育委員会策定）」（以下「基本構想」という。）の中で、再整備に伴う新中央図書館の建設の必要性が述べられている。実際、多くの市民からも再整備を急ぐ声が上がっており、われわれ協議会としても、この再整備がどのように進むのかは最大の関心事である。

それ故、時間の制約等の困難はあるが、以下の「答申の基本的考え方」に沿って、将来を見通した吹田市立中央図書館の再整備ができるように、答申を行いたい。

1. 答申の基本的な考え方

本答申は、「このような中央図書館であってほしい」という市民の夢を、図書館が市民とともに紡ぎだすための材料を提供するものであり、また、現在までに吹田市立図書館が果たしてきた役割と課題をもとに、「無くしてはいけないもの」と、反対に「固執してはいけないもの」を市民目線で明らかにして、“新しい中央図書館像”を提示するものである。

2. 公共図書館の歴史、存在価値、役割など

吹田市立図書館の課題や求められる機能などを論議する前に、図書館の歴史や役割及び公共図書館の定義や役割を確認しておきたい。

(1)公共図書館とは

図書館とは、長い人類の歴史において蓄積してきた英知を文書や書物という形で保存し、また再利用できるようにした社会的記憶装置である。図書館は文明の盛衰やその時々々の社会体制によって様々な形に変化してきた。その中で、いわゆる民主主義国家の登場とともに公共図書館が生まれ発展し、平成6年（1994年）11月には「ユネスコ公共図書館宣言」が出されて、公共図書館は「(省略) ...教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である... (省略)」とされた。

日本では、戦後「図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）」の制定に伴い、日本国憲法（以下「憲法」という。）第26条や、教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）第3条にうたわれた教育を受ける権利、あるいは学習する権利等を保障し、また、社

会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号）の精神に基づく社会教育の実現を図るための、一般公衆の教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設とされた。そのことは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）」第 30 条で教育機関として位置づけられていることから明らかであり、図書館法に規定された専門職を擁して管理運営される機関である。

そして、21 世紀に入ると図書館に対する社会の要請がより拡大し、自己学習を保障する社会教育の場であるだけでなく、幼児期の読書環境整備や学校との連携による学校教育の充実の支援的役割のほか、無料で生涯学習を保障する福祉的な役割が重視されるようになった。それは、学習成果を発表することによる自己実現の場としての役割、更にはボランティアや市民活動団体との協働を進める拠点としての役割等におよぶ。つまり、人生のあらゆるステージに関わりながら人の成長を支え、もって住民自治を発展させ街づくりに貢献するとともに、民主主義を機能させるうえで必要不可欠な施設が図書館である。この理念は、基本構想の中においても「吹田市立図書館の使命（ミッション）」として記されている。

(2)歴史にみる図書館の使命の変遷

図書館が歴史的に果たしてきた役割とは、出版物を中心に定型性の高い資料を扱う蓄積型文化施設としての機能である。

古代、文字文化の記録が始まったころに存在した図書館としては、エジプトに紀元前 3 世紀に建てられ、パピルス紙の巻物約 70 万巻を所蔵したと言われているアレクサンドリア図書館が有名である。エジプトの中核都市に建てられたこの図書館には、文学、地理学、数学、天文学、医学をはじめとして、あらゆる分野の書物が世界中から集められ、同じ地に設置されていた学術研究所ムセイオンに集まる世界の優秀な学者の研究を支えたとされている。紀元前の時代に、既に図書館の「資料の保存と提供により知識を継承し社会の発展に寄与する」という基本的使命が果たされていたことは、図書館の現代の意味を考える上でも注目すべき視点であろう。

その後、印刷技術の発明や産業革命を経験しながら、国の政治体制が専制君主制から民主主義社会へと変化する中で、図書館は、支配者や為政者その他一部の人達のためのものから、一般市民に公開された誰でもが利用できる施設へ、そして法律に定められた公立図書館へと発展してきた。国立国会図書館の理念にもうたわれている「真理がわれらを自由にする」という確信に立って、民主主義の砦と言うにふさわしい社会的装置へと大きく変貌を遂げ、現在に至っているのである。

(3)文化的側面からみた公共図書館の役割

図書館は「知の保存と文化の継承」を基底に、住民が社会生活を営む際に利用する、公共の福祉のための社会共通資本・インフラとして機能する施設でもある。「文化芸術振興基

本法（平成 13 年 12 月 7 日法律第 148 号）」でも、文化・芸術活動のために使用される文化施設であり、住民の生活を情報提供の面で支援する“公益施設”であることが示唆されている。

図書館は元来「文化」と「教育」とを融合させた、市民の自主的な「学び」を担保するために活動する機関である。それ故、図書館のあり方（整備等含む）を議論する場合には、「文化」を継承し創造する観点と「教育」及び「学び」の観点とを合わせもった立ち位置でなされなければならない。目先の効率性のみを重視した運営や、文化の消費活動だけに焦点をあわせたサービスは、図書館の存立理由をなくすことにつながるだけでなく、図書館の本質的役割である「知の保存と文化の継承」を危機にさらすことになると言わなければならないだろう。図書館整備の議論がなされる場合には、関係者はその考え方を共通の認識として持つ必要があることを、まずは確認しておくべきである。

(4)吹田市立図書館の存在価値

明治憲法下の図書館は、利用者は貴族や一部の特権階級だけという（女性や子どもは含まれない）特殊な施設であり、新憲法制定後もしばらくは一般市民の利用は想定されない状況であった。が、戦後、経済成長に支えられながら、各自治体が図書館を整備するようになった後、研究者や図書館の先人達が欧米の公共図書館の姿を日本に取り入れ発展させるべく、1960 年代に貸出を増やして図書館の認知度を上げる図書館活動を全国に広めた。この時流に合わせ、昭和 45 年（1970 年）頃から吹田市立図書館も、市民の市民による市民のための図書館に変革しようと模索し、まず子どもと主婦の利用を呼び起こす活動を進め、それまでの“自習をしに行く場所”から“本を貸してくれる所”へと市民生活の役に立つ図書館として変貌を遂げてきたのである。その後、積極的に分館を建設するとともに、最近では開館時間の延長等で、利便の向上を図り、市民生活に深く浸透した施設になった。

(5)「公共図書館は巨大な無料貸本屋」との見方について

現在、公共図書館が無料貸本屋となって著作権者に経済的損失を与えているのではないかという著作権者の意思表示とそれを取り巻く議論がある。一方で、読者の書籍購入行動が、インターネット（ネット書店）と都心の大型店舗への集中により、街の書店の衰退につながっているのではないかという議論もある。共通するのは、書籍の売上高の減少とそれに伴う出版文化衰退に対する危機感であろう。これまで、著作者および出版業界と図書館界の間で活発な議論がなされてきているが、畢竟、双方がお互いに発展しうる方向性を見出すことが必要であるとの認識が示されたのみで、いまだ明確な具体案が提示されるまでには至っていない。

吹田市立図書館協議会においても、今後の吹田市立図書館のあり方を議論するにあたり、論点として、上記の内容について話し合われたが、現時点では、日本書籍出版協会と日本図書館協会による「^(※)公共図書館貸出実態調査 2003 報告書」を踏まえた議論が熟成するのを待つ必要があるとした。

- (※) 参考文献 1:「公立図書館貸出実態調査 2003 報告書」平成 16 年 3 月 (社)日本図書館協会 (社)日本書籍出版協会
参考文献 2:「公立図書館における書籍の貸出が売りに与える影響について」2012 年 2 月政策研究大学院
大学知財プログラム MJ111004 中瀬大樹

3. 吹田市立中央図書館の現状

(1)立地環境

現在の吹田市立中央図書館は、片山公園内にあり静かで緑に囲まれた読書に最適な環境といえる。また、体育館やプールあるいは旧市民会館があった場所で、いわゆる文教地区の真ん中に位置しており、市民からは、図書館のある片山公園として親しまれている。反面、丘の上にあるために、高齢者や障がい者には使いづらいなどの意見が寄せられており、構造上のバリアフリー対策とともに、アクセスの改善は大きな課題の一つである。

(2)施設の現状と課題

- ①建築年は昭和 46 年（1971 年）で、44 年が経過している。鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数は一般的に 50 年といわれており、本答申をもとに市民的議論を深め、どのような再整備の方向が必要なのか、行政として早期に方向性を明らかにされることを望む。
- ②老朽化が進み、大雨の際には書庫内にも雨漏り等の被害が出ているほか、玄関ドアが自動ではないため、子ども連れの家族や障がい者、あるいは高齢者にとっては、大きなバリアーとなっている。また、障がい者用トイレや授乳室もなく、食堂も中 2 階となっているため、車椅子使用者は利用できないなど、図書館を利用する以前に多くの問題がある。少なくとも、資料閲覧・読書・調査研究など、本来の図書館利用に誰でもスムーズにたどり着けるよう、施設の再整備は緊急の課題である。
- ③吹田市立中央図書館は、昭和 47 年（1972 年）から昭和 59 年（1984 年）の間、3 階と 4 階の一部を使って「吹田市美術展覧会（吹田市展）」の会場となってきた。また、今は解散しているが、市内アマチュア人形劇団「出口座」の活動拠点とすべく、当時の館長が条件整備の構想を練っていたこともあって、人形劇ができるように設えた部屋があり、当時の文化・芸術の面影を垣間見ることができる。しかしながら、資料の保存の面から見ると、その機能は弱いと指摘せざるをえない。現在、積層書庫は満杯となり、1 階や 4 階の予備スペースをすべて書庫に転用しながら、収容可能冊数を超過する 20 万冊の置き場所を確保している状況である。全館で 100 万冊以上の資料収集を目指すにふさわしい保管スペースを確保することが喫緊の課題となっている。

なお、図書館は、資料の保存という視点だけでなく、資料及び空間を活用されてこ

そ存在意義が認められる。このことから、市内各所から利用者呼び込めるような工夫の一つとして、閲覧室には、他の地域図書館では所蔵できない多数の資料を展示し、思いがけない本に巡り合っ^(※)てセレンディピティが発揚されるような本の森・知の拠点となるよう、数十万冊以上の開架書架を配置できる環境を整備する必要がある。

(※) セレンディピティ：思いがけないものを発見する能力。『大辞林』

- ④自動車文庫では約 2,800 冊の本を積載した小型バスを使い、市内の図書館から比較的遠い地域に巡回させるサービスを行っている。中央図書館には、この自動車文庫を駐車できるスペースと同時に、専用の資料の置き場（書架）と資料の積み込みの場があり、約 300 m²を占有している。しかし、学校連携の拠点としての充実を考えると、今後は更なる作業スペースの確保が必要である。
- ⑤現在、中央図書館には、自習室があり、176 席分が提供されている。自習室の問題は、従来から様々な議論がされてきたが、ボランティア活動や市民協働など市民活動の利用に様々な空間活用を考える必要があることから、中央図書館が新しく整備されるのであれば、「自習室」という固定的なものにせず、利用者自ら自由に椅子や机を設置できるような柔軟な環境が必要である。時には、個人が勉強するスポットとして、時には、児童生徒・学生あるいは市民団体が集団で討論しながら学習ができるような空間として、時には、癒しの空間創出や街づくりなどのために、様々な活動を保障する空間として機能するように、アレンジ可能な「学びの空間」として設定する必要がある。
- ⑥食堂は約 70 m²の独立した部屋で、開館当初から喫茶・軽食の場として利用者に親しまれてきた。現在、閲覧室で飲食しながらの読書はできない。図書館内の飲食の是非について、過去の規範にとらわれず柔軟に考えることが必要ではないかと考える。昨今、軽い飲食をしながら読書を楽しむことができる公共図書館もあり、例えば、箕面市立中央図書館のように、規制の緩い区画と静寂を確保した区画に分ける「ゾーニング^(※)」を行い、飲食に関連する市民の利用ニーズに対応していくことを考える必要がある。

(※) ゾーニング：建築や都市計画において、目的や性格に合わせて面的にまとめていく行為。

(3)利用状況と今後の目標

①登録率（市内居住者有効登録者数）

吹田市内在住者の「登録率」は 32.4%である。北摂地域では、高槻市が約 47%、池田市が約 41%、豊中市が約 40%となっている。中央図書館の^(※)奉仕範囲である概ね半径 1,500m 内をみると 28.1%であり、千里山・佐井寺とニュータウン地域の各館の奉仕圏内の登録率も 30%程度であることから考えると、旧市内の登録率アップが重要な課題といえる。このような状況を鑑み、吹田市立図書館は、最終的には 50%を目標にしながら、当面登録率 40%台を達成するべく努力をするべきであると考えます。

(※) 奉仕範囲：図書館がサービスを提供する上で受け持つ地域を表している。「吹田市立中央図書館自動車文庫駐車場の設置及び廃止に関する要領」第 2 条で中央図書館の奉仕対象範囲として、半径 1,500m 以内とし

ている。その他の館は半径 1,000m以内、分室は半径 700m以内としている。

②利用者数（年間延利用回数）

中央図書館の自動車文庫を除く年間利用者数は約 7 万人で吹田市立図書館全館利用者数 89 万人の約 7.9%となっている。地域館が概ね 10 万人を超えていることに比して少ないのは、老朽化に伴い施設としての魅力が失われている点が一因である。中央図書館が地域館を支え読書活動や情報入手の拠点としての責務を果たし、住み続けたい都市・吹田市のシンボリック施設となるべきだと考えるが、そのためには、現代の知識社会・情報社会における市民のニーズに対応した再整備が必須条件である。

③貸出点数（図書・雑誌・紙芝居・視聴覚資料・相互貸借資料の個人貸出合計）

中央図書館における年間貸出点数は、平成 26 年度（2014 年度）の統計において約 32 万点で、全館の貸出点数約 349 万点（個人のみ）の 9.2%となっている。ちなみに、利用者 1 人あたり年間貸出点数は、全市平均で約 50 点に対し、中央図書館は 42.6 点である〔資料 2 「中央図書館利用者分布図（冊数／1 人年間）」参照〕。これもまた、上記「登録率」「利用者数」の言及と同様、施設としての魅力が失われている結果であると考えられる。

茨木市立中央図書館では平成 4 年（1992 年）に、時代の要請に応えた施設整備を行い、延床面積を 7 倍に、貸出冊数を 2 倍に飛躍的に増やし市民サービスの向上を図っているが、吹田市においても、『基本構想』第 1 章施設整備指針に書かれているように、全国の良い事例を参考に適切な整備計画を練る必要がある。平成 34 年度（2022 年度）の達成課題である貸出数 420 万点の達成目標は、中央図書館の再整備と不可分であろう。

(4)サービスの現状と課題及び、求められる機能について

以下、吹田市立図書館のサービス全体に関し、課題と必要とされる機能について整理する。

①開館日数及び開館時間

開館日については、平成 19 年（2007 年）に祝日を、平成 22 年（2010 年）に定休日であった月曜日を開館し、毎日開館を実施している。現在は、年間 340 日前後開館し、北摂地域で最も開館日数が多くなっている。このことは、様々な課題があるとしても、忙しい市民の利便性の向上に大きく貢献していると評価する。北摂地域の各市の状況は、指定管理者制度を導入し月 3 日の定休日を定めている摂津市の図書館が、年間 320 日前後で吹田に次ぐほかは、週 1 日の定休日と月 1 日の休館日等を設定しており、290 日前後となっている。

開館時間については、平成 5 年（1993 年）にさんくす図書館で初めて、それまで午後 6 時までだった開館時間を、木曜日と金曜日のみ午後 7 時まで延長した。平成 17 年（2005 年）からは、北千里分室を除く全図書館で、木曜日と金曜日を午後 8 時までと

開館時間を拡大しているが、勤労者へのサービスを向上させる上では、更なる時間の延長を考える必要がある。

②職員体制

平成 26 年（2014 年）4 月現在、吹田市立図書館では、常勤・非常勤等の市職員が 76 名と、窓口委託している 6 館で約 80 名の委託業者スタッフが勤務する。運営体制は、効率性や必要な効果が得られるかどうかのほか、技術や知識の伝承等様々な要件を勘案して、市全体として持続可能なものとする必要がある。

吹田市立図書館基本構想でも指摘されているが、中央図書館には図書館サービスに関わる企画立案や、全館の調整機能及び職員とボランティアの育成、そして図書館活動の根幹ともいえる貸出業務や情報提供を含めた業務全般についての高度な専門性を継承していく責任がある。また、地域館においても、学校や地域との連携業務、及びレファレンスや読書案内には、専門職としての司書の配置は欠かすことができない。今後も、吹田市立図書館の使命（ミッション）を果たすべく持続的に専門職員を配置し、生涯学習拠点としての社会的責任を果たせるように職員体制を整備していく必要がある。

また、専門性の質を維持し続けるためには、恒常的に司書が学び続けられるように、研修体制を更に拡充する必要があることも触れておきたい。これまで相応の研修制度はあるが、技術や理念などが先進的である海外の公共図書館で一定期間業務を実践し、その経験を直接フィードバックできるように制度を整えていくことは、図書館サービス向上のための必要条件である。

③成人サービス及びレファレンスサービス（相談業務）

基本構想の「成人サービス」の項では、「情報発信や講座、講演会等の行事や催しを充実させ、成人の読書への興味とニーズを掘り起こし、図書館の利用促進を図ります。」と記載されている。そのため全館で実施している「図書館講座じゅずつなぎ」や、高齢社会に応じたテーマの「自分史講座」などの講座を実施し、多様な学習機会の提供を行っているという評価できる。一方で、現在の図書館全体の利用登録率約 32.4%のうち、一般成人（高校生以上）が約 10%しかないという事実は、図書館利用の「伸びしろ」がかなりあることを示している。中央図書館は、地域図書館と連携しながら、「登録率アップ＝新規利用者の開拓」のための特別な仕掛けを別途考案しなければならない。

なお、レファレンスサービスについては、窓口の業務委託を導入した館でも、司書とゆっくり相談できるように椅子と机が用意されており、利用者は安心して必要な本・資料・情報を探せる体制となっている。この体制は、平成 25 年度（2013 年度）に実施された「図書館利用者アンケート」の分析でも好評との結果が表れており、今後の登録率アップのためには、レファレンスサービスを知らない人への、さらなる周

知（広報体制の強化）が課題となる。

④課題解決型の資料提供サービス

資料提供については、資料の品揃え、特に開架書架に並ぶ本の質と量が課題となる。図書館利用者は、余暇に楽しみとして読む本も、仕事や日常生活の課題解決に役立つ本も、まずは書架の前に立ち、本の背を見て選ぶものである。また、目的無しにぶらぶらと見て回るときにも、新しい興味が湧いて今まで経験したことのない感動を得ることも少なくない。このように新しい発見ができる喜びこそ、自己学習の醍醐味であり、だれにでも門戸を開く公共図書館の魅力である。

しかし、吹田市立図書館の現在の開架冊数は全館で約 57 万冊であり、一番多い千里山・佐井寺図書館でも約 8 万 6 千冊となっている。日本図書館協会編集の「日本の図書館 2013」で 30 万~40 万人都市の中央図書館で、同規模の延床面積（3,300 m²前後）を持つ館と比較してみると、越谷市が 29 万 7 千冊（開架）/57 万 9 千冊（蔵書）で、大津市が 21 万 9 千冊（開架）/46 万 3 千冊（蔵書）、所沢市が 15 万 6 千冊（開架）/34 万 1 千冊（蔵書）、豊中市立岡町図書館が 22 万 4 千冊（開架）/23 万 5 千冊（蔵書）である一方で、吹田市の中央図書館は 7 万 9 千冊（開架）/29 万 1 千冊（蔵書）と開架率が極めて低い。そのため、はじめて来た市民は、開架された資料のみで判断しがちなことから、蔵書の奥深さが感じられず図書館に魅力を感じられない状況である。

いかに書庫に有用な本を所蔵していても、またいかに蔵書検索システムの検索能力が高くても、たくさんの書籍が並んだ場合の書架と閲覧室が醸し出す充実感とわくわく感、現在の中央図書館の状況からは得られないと思われる。ぜひ、開架スペースの拡大を強く望みたい。

なお、図書館による資料サービスの一環として、日常生活上の様々な課題を解決できるような資料や情報の提供をしていく必要があると同時に、個人では契約できないような有料データベースを複数提供することも調査研究を支援する図書館の責務である旨を付言しておきたい。また、吹田市に関係の深い文学者のコレクションを、体系的に整備した文学館的機能を備えた部屋を将来的に増設できるような作りを新しい中央図書館に求めたい。

⑤児童サービス

児童の読書活動をいかに支援するかは、子どもの心豊かな成長にとって極めて重要な活動である。吹田市立図書館は、0 歳児に絵本を 1 冊贈るブックスタート事業や、0~1 歳児向けの「ブックスタートのひろば」活動などを通じ子どもに対する読書への誘いや、子育て世代の情報交換の場の提供などに積極的に関与してきた。今後も、保健師や保育士ならびに関係部署と連携しながら、すべての対象児が絵本に親しめる体制の整備と努力を期待したい。更には、2~3 歳児向けの「おひぎで絵本」、4 歳児以上向け

の「おはなし会」等の子ども向け読み聞かせの取り組みとそのためのボランティアの育成が重要であることから、その育成制度の充実を求めたい。

なお、児童書の研究団体でボランティア活動もしている「吹田子どもの本連絡会」（以下「連絡会」という）と吹田市立図書館はそれぞれの活動が認められ文部科学大臣から表彰されている（平成 17 年に連絡会が、平成 18 年に図書館）。

ちなみに、乳幼児と児童の登録率は約 55%である。一般成人の登録率 10%に比べて大きな数値ではあるが、それでも約半数の子どもたちは図書館を利用していない。今後は学校支援と関連づけて、児童の登録率 100%を目標に関連施策の展開を期待したい（これについては、教育委員会内での積極的な議論が必要不可欠である）。

⑥YA（ヤングアダルト）サービス

登録率について特に問題となっているのは中高生世代、いわゆる YA（ヤングアダルト）世代である。幼少時において読書に親しんだ子どもたちも、クラブ活動などの課外活動への参加や受験のための学習に主力を注ぐようになると、時間的にも読書する余裕がなくなり、自然と読書離れの現象が顕著になる。結果、図書館も受験勉強の場としてのみ捉えられるためか、YA 世代の登録率が非常に低くなっている。現在、吹田市立図書館各館においても、利用頻度の向上や登録率アップのために、「YA サポーター事業」など、それぞれ工夫しているようだが、青少年活動サポートプラザの様子を垣間見るに、話もできないなどの制約の多い図書館環境は、YA の関心を引かないのも自然であるかもしれない。

その意味では、YA 用のコミュニティの場を図書館内に設置することを検討してほしい。YA 同士の情報交換、放課後の学習支援のための窓口、大学生ボランティアとの交流など、その「場」を活用できるアイデアはいくつもあると思われる。

また、小学校入学時に「おめでとう一年生」を配付しているように、中学校の入学時にも図書館利用を促進するようリーフレットを配付することも検討してほしい。

⑦障がい者サービス

視覚障がい者に対するサービスは、「平成 25 年度（2013 度）吹田市立図書館点検・評価報告書」を見ても、北摂地域では他に類を見ない取り組みを行っていると思われる。また、約 200 人のボランティアと協働していることも特筆すべきことである。

しかしながら、現実としては、音^(※)訳 図書の世界にも情報通信技術（Information and Communication Technology：以下「ICT」という。）の波が押し寄せており、利用者の高齢化、インターネット上からの音訳資料の利用により、図書館におけるテープやデイジー等の所蔵資料の貸出実数は減ってきている。視覚障がい者の図書館利用の減少は看過できないことであり、今後は、点字ディスプレイの導入や、ホームページ読み上げソフト等によるコンテンツ朗読支援、電子書籍を活用した障がい者支援など、

ハード・ソフトの両面からのアプローチが必要である。

なお、言うまでもないが、視覚障がい者以外の障がい者への取り組みも早急に求められている。例えば、肢体不自由による来館困難者への宅配や郵送貸出、障がい児への読書支援などは、喫緊の課題である。

(※) 音訳図書：視覚などに障がいがあり、活字を読むことができない方への情報提供を目的として、図書を一定の基準に基づいて、文字、図、表等を忠実に音声化し、テープやCDに録音したもの。

⑧地域資料（郷土行政）サービス

郷土に関する資料の収集は、図書館にとって最も重要な任務であると言って過言ではない。中央図書館の書庫には貴重な資料が多く保管されている。これらの資料が散逸・消滅することなく後世に伝えられるよう、様々な技術を駆使して残していくことが図書館の使命である。インターネット上での利用も増えている中、吹田市立図書館では、現在タイトルによる蔵書検索のみが可能であるという状況にとどまっており、適切に活用されるためには、システム開発が必要であると思われる。

更に、博物館などの類縁機関と連携し、歴史的価値のある写真や古文書のデジタル化等の収集整理も必要であり、その体制づくりも急務である。吹田の歴史を後世に伝えていくためには、図書館員も積極的に市民と交流し親交を深め、お互いに信頼関係を築く必要がある。

⑨学校支援

平成 25 年 11 月に協議会は「学校連携を進めるアイデア集～子どもの読書活動推進のために～」を提言したところであるが、基本構想ではサービス計画の三つの基本方針の中の一つに「子ども読書活動支援センター機能の充実」を挙げて、積極的な学校支援と連携を打ち出している。平成 25 年度から始まった自動車文庫を活用して学校に本を運ぶ「ごりまる便」は、ハード面の整備を待たずして子ども達に読書の楽しさを届ける有効な方法として生徒や先生から歓迎されている。しかし、更なる連携を進められるかどうかは、学校現場との緊密な議論の場を具体的に確保し、新たなプログラムを作成できるか否かにかかっている。

また、従来の書庫や配本準備室等の拡張・整備も必要である。箕面市や豊中市では既に学校図書館司書の配置も行われ、子ども達の生き生きとした読書活動が保障される環境が生まれていると聞いている。吹田市においても、一日も早く実効性のある読書活動支援体制が確立できるよう努力をお願いしたい。

なお、学校支援の一つとして院内学級に対するサポートについても検討してほしい。病気のため、学びたくても学べない子どもたちのために、貸出返却サービスを拡張したり、院内学級担当教員と連携しながら学習支援を実施したり（遠隔学習を含む）するなど、「学びたい」子どもたちへの学習支援は、生涯学習支援を標榜する公共図書館

として看過してはいけないと考える。

⑩情報通信技術（ICT）

平成 19 年に始まった「新着図書お知らせサービス」や「吹田市立図書館メールマガジン」は、時代に即した新しい ICT の活用事例である。平成 25 年に国会図書館の歴史的音源を利用した千里山・佐井寺図書館での取り組みは好評であったが、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの利用など常に新たな ICT を活用するべく、その体制づくりをする必要がある。

図書館は「知」と呼ぶにふさわしい「記録された情報」を扱う責務がある。言うまでもなく、情報社会においては、従前から存在する図書の情報以外に、インターネット上に広がる多くの有用な記録情報が散在しており、国立国会図書館の「WARP プロジェクト（Web Archiving Project:インターネット上に存在する様々な情報やホームページそのものを保存する事業）」に見られるように、今や、インターネット上の情報自体が、図書館の収集対象として位置づけられているのである。先述の「地域資料サービス」にも関連するが、それぞれの公共図書館が独自の視点で ICT を活用し、更なるサービスの向上を目指せるように、その体制づくりをする必要がある。

なお、市民が日常の生活の中で、情報の恩恵にあずかるためには、ICT 技術を駆使する能力と、図書館の検索スキルを含めて、必要な情報を取り出し活用する「情報リテラシー能力」の向上が不可欠である。生涯学習を支援するための施設である図書館は、市民の情報リテラシー能力の向上のために、その環境整備を図ることは重要な責務である。千里山・佐井寺図書館には一部 ICT 教育を行える環境があるが、地域館を統括する中央図書館においても、同様の環境を整える必要がある。学びたい時にいつでも関連するカリキュラムが学べるような ICT 講習室を設けることが必要である。

⑪Audio Visual 資料（視聴覚資料）

平成 26 年度末の視聴覚資料数は、DVD が 8,853 枚、CD が 47,168 枚、今は使われなくなりつつあるビデオテープが 5,903 本、音楽カセットテープが 2,050 本となっている。図書資料と同様に収集方針と選定基準に沿って収集され、総数で約 6 万 4 千点のソフトを所蔵していることは、北摂各市との比較では評価される所蔵数である。しかし、音楽配信が主流となっている現在、今までの選定が音楽に興味を持つ市民のニーズに合っているか、また、それらの資料は将来的に保存すべき価値があるかどうか分野別に検討するとともに、映像資料を含めより具体的に時代の要請に合った選定基準に見直していく必要があるものと思われる。

⑫電子書籍

現在デジタル図書の販売合戦によるシェア争いが盛んである。公共図書館においても電子図書導入の動きが年々増えてはいるが、記録フォーマットだけでも数種類存在し、販売される端末もまた同様であり、その組み合わせにより、利用できるコンテンツは限定されてくることから、導入が進まない状況にある。

また、データを購入しても、業者が撤退するとデータも利用できなくなるなど、資料保存には適していないほか、著作権処理の壁にはばまれてコンテンツが増えないなどの「持続性に関わる課題」が指摘されている。

しかし、若者を中心に漫画や雑誌等手軽に読めるものが重宝がられ、紙媒体での利用が少なくなっているのも事実である。(ア)長時間かけて図書館に行く必要がなく、(イ)24時間いつでも利用でき、また、(ウ)視力に応じて文字や画像を拡大・縮小できたり、さらには、(エ)テキストデータ等は読み上げソフトにも対応するなど、電子書籍を導入することで、障がいを持つ人や忙しくて図書館に来ることができない人にとっての重要なツールとして役立つ可能性も高い。それ故、今後は基本的な図書館サービスとして、外国語を含めた電子書籍サービスの導入について前向きに検討すべきである。

⑬公民館、博物館その他施設の資料室・図書室との連携

本・資料・情報に関して、中央図書館は、地域館だけでなく、公民館、博物館、男女共同参画センター情報ライブラリー、平和祈念資料館、児童会館・児童センター、本庁行政資料室、議会図書室と連携しサービスに努めなくてはならない。本・資料・情報を求める市民＝利用者にとっては、図書館が「知」のポータル（玄関窓口）であり、「知」のワンストップサービスを受けるための最も身近な公共施設であるからである。中央図書館にその中核的な機能が果たせられるよう、その連携のあり方を整備し、図書館の利用者が他の施設を利用しやすくなるように、そして他の施設利用者が図書館に来館したくなるように、施設間での相乗効果を生み出す仕掛け（例えば、分散する資料を一元的に管理できるようなシステムの構築（各施設への誘導なども含む））を検討すべきだろう。

4. 私たちが求める中央図書館のすがた

(1)吹田市各種計画における図書館

「吹田市第3次総合計画」では「人が輝き、感動あふれる美しい都市（まち）すいた」をメインスローガンに、「個性がひかる学びと文化創造のまちづくり」を提唱している。その実現を目指し策定された「第2次吹田市生涯学習推進計画」においては、「学んだ人が学習の受け手にとどまらず、社会の創り手としてその成果を社会に還元し共に社会を創って

いく」ことを謳っており、これが、吹田市の社会教育事業におけるいわゆるアウトカムと考えられる。このことは、教育委員会の作成した「わが都市すいたの教育ビジョン」でも、「ふれあいと自己実現の場の提供」が必要であると言及されている。これらの各種目標、及び既述の「3.吹田市立中央図書館の現状」での指摘内容を踏まえながら、以下に新しい中央図書館の役割と新しい図書館のあり方をイメージしてみたい。

(2)基本構想に見る中央図書館の役割

基本構想では、中央図書館は図書館ネットワークの中心としての様々な役割を果たしながら、地域図書館としてのサービスも担うこととしている。

その中には、具体的な「中央図書館」の役割として、①大学や各種施設との連携及び他の図書館との相互貸借などの全館をまとめる総合的業務、②充実した資料群の貸出や高度なレファレンスによる地域図書館へのバックアップ（支援）、③予算執行や電算システムの管理運営及び資料の発注等、全館的管理業務を行うことが明示され、前述の自動車文庫の基地機能及び全館の資料を一括して効率的に保存する機能や、ボランティアの育成あるいは集会室等の機能を有することも含めて役割を記述している。

協議会としては、新しい中央図書館にこれら機能を達成し、社会や利用者からの要請に持続的に応えうる余裕のある施設整備を求めたい。

(3)新しい図書館のイメージ

以下これまでの議論を踏まえた新しい図書館をイメージする。

① リタイア後の市民デビューを応援する、生涯学習支援が必要です

20万冊の開架図書、および専門分野を含めた400種以上の雑誌・新聞、1万点の視聴覚資料のほか、有料データベースや電子書籍を備え、知の拠点がイメージできる資料配備を基本に、生涯を通じた学習支援が可能となる環境整備が必要である。それは、リタイア後の市民の生涯学習を手助けするだけでなく、その後の人生のイメージを膨らませ、インスピレーションを刺激するような、圧倒的な資料群を配備することを意味するものである。市内に居住する知識人・文化人が、様々な市民とともに吹田市の将来を語り合えるような図書館を希望したい。

②癒しと潤いの空間の提供を目指すことが必要です

世代によって図書館に求めるものが違うので、それぞれに合わせた多様な空間作りが望まれる。以下、多様な空間作りを達成するための項目を具体的に掲げておく。

- (ア) テラスを設け、晴れた日には外気に触れながら読書ができる。
- (イ) YA（ヤングアダルト）には人目を気にせず小声で話ができるような居場所を提供する。
- (ウ) 高齢者と乳幼児には床暖房を施した読書コーナーを設ける。
- (エ) 親子連れが子どもの声を気にせず楽しく滞在できるゾーニングを行う。

- (オ) 書架と書架の間にしゃがみ込んで本を選んでいるときも、その後ろを車椅子の利用者が悠々と通り抜けることができる書架間隔を設定する。
- (カ) 空間としての余裕を感じられる高い天井を確保する。
- (キ) 無線 LAN の環境整備を含め、パソコンやタブレット端末等を使いながら学習ができるオープンスペースを確保する。
- (ク) 少人数で自由に利用できるブースを設置する。

なお、夜間開館時には、内部からの照明で幻想的に建物を浮かび上がらせるなど、ランドマークとしての空間演出をすることで、繰り返し行きたくなるような、そして市民以外の人にも自慢できるような図書館になることを希望したい。

③住んでみたくなる魅力ある都市の創造につながる、図書館整備が必要です

^(※) 民間調査によると、吹田市は「老後に住みやすいと思うベスト 10」の関西圏第 5 位として紹介されている。高齢化と人口減少を迎えた現代社会において、魅力ある都市生活とはどのようなものかを考えた場合、学校や福祉施設あるいは病院といった生活上必要な社会資本の充実とともに、美術館、博物館、図書館といった心豊かに暮らすための施設整備が非常に重要であろう。その中でも図書館は、すべての市民が気兼ねなく立ち寄れる施設でもあることから、中央図書館の整備については、都市魅力向上の原動力になるように取り組む必要があると思われる。

複雑な現代社会を生きていく上で遭遇する様々な困難を自らの力で解決していくためのヒントと解決策を得られるだけでなく、日常生活の疲れを癒したり心を豊かにしたりする、知のライフラインであり心の拠り所であることを体現する施設でなければならないことは言うまでもない。そのことが、「吹田市に住んでみたい」あるいは「吹田市が大好き」と思える都市魅力につながるのではないだろうか。健常者・障がい者・療養者等の区別無く、また、貧困等、社会的な環境如何に関わらず、快適に利用できる図書館の存在こそが中央図書館の理想である。

住んでみたくなる魅力ある街は、市に対する帰属意識の高い市民の自治意識により醸成され発展していくと考えられる。すなわち、社会問題に関わっていく自発的団体の多様さ、あるいは、社会全体の間人関係の豊かさを高めることが、永住意識につながっていくのである。図書館は、様々な市民活動を資料や情報の提供により支え励まし、環境の熟成に役立てられなければならない。

(※) 民間調査：「リタイア後に住みやすい町、日本一決定戦【1】」(PRESIDENT 2012 年 11 月 12 日号)

④吹田の歴史と文化・芸術のポータル(玄関口)の役割を担うことが重要です

平成 18 年に、吹田市は「文化振興を総合的に推進し、もって豊かで幅広い文化が創造されるまちづくりを進める」ために「吹田市文化振興基本条例」を制定し、市民が文化の担い手であることや市の果たすべき役割を明らかにしている。その中で、「既存の公共施設について、文化活動の場としての活用を図る」とともに、文化的都市景観の形成に関し、「周囲の自然環境及び地域の歴史的景観と調和のとれた都市景観の形成に努

める」ことをうたっている。市内には、博物館や歴史的文化施設ならびに、子ども向けの人形劇ができる小劇場を備える文化会館「メイシアター」など、歴史と文化・芸術に関連する施設を多数有している。これらの施設への玄関口としての役割を担うとともに、市民の生涯学習の支援を通じて文化活動がより活発になるよう応援していくためにも、図書館こそが地域に眠る歴史的文化・芸術資料を積極的に保存し情報発信していく姿勢が必要である。平成 12 年（2000 年）まで、片山の一角にあった紙芝居と人形芝居で活動していた人形劇団の「出口座」の出版・刊行物や、当時の団員が所蔵している人形等の保存と常設展示を行うメモリアルコーナーの設置を行い、関係者と連携しながら劇のもつ魅力を広めていくことも、文化の継承につながる大事な取り組みになると考える。

⑤まちづくりのための「ラーニング・コモンズ」機能に着目する必要があります

基本構想に示されている「資料・情報の提供と保存を通じて、市民の社会的活動や子どもの成長を支援するとともに、生活に潤いを与え、よって吹田のまちづくりと地方自治発展に役立つ」という吹田市立図書館の使命（ミッション）を実現するためには、図書館は、市民が行政と日常的に学習や議論ができる、いわゆるラーニング・コモンズとしての機能を持つ必要がある。そのためには、行政情報を素早く検索入手できる仕組みが重要であり、最終的に図書館は、従来の郷土・行政資料の充実だけでなく、公文書館の役割を合わせ持つことも必要ではないかと思われる。

（※）ラーニング・コモンズ：近年大学等で図書館の附属設備として設置される開放的な空間で、複数の学生が図書館資料等を用いて議論しながら学習できる場のこと。

⑥市民活動のための「コワーキングスペース」であることが大事です

吹田のまちづくりは行政だけでも、市民だけでも、あるいはボランティアだけでもできない。三者がともに協力・協働することが重要である。この三者がともに集い、作業等に使える環境を確保することは、新しいアイデアを生み出し協働を進めるきっかけづくりとなるものと考え。図書館内にそのような空間があれば、館内の資料を活用しながら創造していく拠点となれるため、その設置を望みたい。なお、言うまでもなく、これを達成するためには、日々進歩する ICT 動向に柔軟に対応する必要がある。ICT の環境を整備し、活用できる図書館こそが市民活動のための社会的共通資本となるはずである。

（※）コワーキング：打ち合わせスペースなどを共有しながら、独立した仕事を行う共働ワークスタイルのことで、近年事務所を持たず異なる会社社員が、一つの都市空間で仕事することでコミュニティを形成し、新しい価値の創造に役立てる。

⑦今こそ、吹田市子ども読書活動支援センター機能を実現することが必要です

学校図書館法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 185 号）において、平成 9 年（1997 年）改正では司書教諭の配置が、平成 27 年度（2015 年度）からは学校司書の配置努力義

務が課せられるなど、学校図書館の充実を図る取り組みが進められている。図書館法に規定される公立図書館は、学校図書館と緊密に連携して資料の貸出を行い、学校図書館が教育の実現にその役割を最大限に発揮できるよう側面から支援することが規定されている（第3条第4項）。吹田市立図書館では、現在でも様々な学校連携を進めており、今後は物流を含めて様々な事業展開を展望している。「吹田市子ども読書活動推進計画（改訂）」に基づく、読書環境の整備を強力に進めていくための市内の活動拠点となるように、施設整備にあわせて作業場や事務室の確保をしなければならない。

⑧図書館運営にゆるやかな住民参加の制度を作ることが必要です

図書館が「地域の知の拠点」として、地域の課題やニーズに応じていくためには、実際に市民が図書館についてどのように感じているかを、常に把握することが必要である。真に地域に密着した図書館となるためには、市民が「自分たちの図書館」という意識を持つことができるように、意見や提案を直接発言したり、市民が行事を始めとした様々な取組みに直接的に参画できるような制度を作ることが必要である。

5. 市民意識調査にみる利用者像から浮かぶ図書館の役割

「平成26年度（2014年度）市民意識調査」には、図書館に関連する「学習活動の方法」について、複数回答できる質問がある。回答を見ると、「本や雑誌など図書館を利用して学んだ」という人が32.3%、「地域や職場のサークルで自分たちで学んだ」という人が15.5%、「学習活動はしていない（できない）」という人が26.8%であった。

図書館としては、この数値をどのように捉えるべきか。少なくとも、「地域や職場のサークルで自分たちで学んだ」15.5%の市民には、自身が学習活動をした環境以外にも、学習の深度を深めるための図書館という場所があることを伝え、また、26.8%の学習機会を得られていない市民については、図書館の活用が、身近な「学ぶ環境」であることを知ってもらえるようにしなければならない。

両者に共通するのは、いかに図書館の魅力を伝えていくか、どうすれば伝わるか、その手段を検討することである。これまで図書館を利用してこなかった「潜在的利用者」を開拓し、多くの市民に活用してもらうことが、図書館が市民から認知を受けるための必要条件である。「15.5%+26.8%」の数値は、図書館の魅力の特定とそれを「伝える方法」が、図書館にとっての恒常的な課題となっていることを示していると言える。

6. むすび

図書館情報学分野の古典^(※)に「図書館は成長する有機体である」という言葉がある。生命体のごとく、環境の変化に伴って進化し続けていくことに図書館の本質があるというのである。歴代の吹田市立図書館協議会もまた、成長する有機体のごとく、現代社会の要請に応じながら、関連する諸課題について検討を積み重ねてきた。市民にとっての図書館とは何か、積極的に活用されるためにどの点を改善していけばよいか、学びの関連施設として小中学校とどのように連携できるか、新たなサービスとして何に取り組むべきかなど、多様な課題について、積極的に議論してきたのである。

本答申もまた、時間的な制約等がある中で、第6期吹田市立図書館協議会委員の多大な尽力のもとに作り上げられた提言である。第6期吹田市立図書館協議会として、本答申が「新しい吹田市立中央図書館」のあり方に大きく反映されることを切に願いたい。

(※) インドの図書館学の父と呼ばれたランガナタン（1892-1972）が1932年に発表した「図書館の五法則」（森耕一監訳 日本図書館協会1981年）の中で、図書館サービスで大事だと考える五つの規範を明らかにした内の一つ [1.図書は利用するためのものである。 2.いずれの読者にもすべて、その人の図書を。 3.いずれの図書にもすべて、その読者を。 4.図書館利用者の時間を節約せよ。 5.図書館は成長する有機体である。]